

議案第 31 号 令和 6 年度高根沢町一般会計予算に対する附帯決議

高根沢町既存本庁舎については建築から 60 年以上が経過し、老朽化と狭あい化が著しく、町民の利便性や災害時対応拠点、環境負荷等を考慮すれば建替えについてその必要性を認め、議会としても新庁舎建設に大いに賛成するところである。

令和 3 年 10 月以降検討が開始され、基本構想の策定、建設地として町民広場を選定し、完成予定の令和 10 年度中の開庁に向けて、今後は基本計画に基づき具体的な設計、工事へ着手し、事業が進められていく段階にきている。

一方で、新庁舎の建設地が町民広場に選定されたことにより、町民広場の既存施設についても新庁舎と一体的に再編整備するという計画が示され、新たな財政負担となる。

新庁舎整備に約 55 億円、町民広場内施設の再編整備に約 25 億円、併せて約 80 億円の負担は、町民にとっても将来の町政運営に不安をもたらす要因となることも懸念される。

令和 6 年度高根沢町一般会計の歳出予算及び債務負担行為に「高根沢町新庁舎整備事業」と「高根沢町文化・スポーツ複合施設整備事業」に関する設計業務費用等が計上されているが、これらの事業執行については下記事項について一層の取り組みを行っていくべきである。

記

- 1 数年間にわたる一大事業であること、また、総事業費が約 80 億円と見込まれることを踏まえて、慎重かつ効率的な執行を努め、事業費の削減や圧縮を図ること。
- 2 パブリックコメントや住民説明会の実施のほか、他の手法においても広報・周知活動を積極的に行い、整備内容だけでなく、財源の確保策と起債に対する返済の年次計画も具体的に示し、町民からの理解、協力が得られるようより一層取り組むこと。
- 3 事業実施の経過において、事業内容や事業費に変更や見直しが生じた場合、また、事業の途中経過について、議会に説明、報告を行うこと。

以上、決議する。

令和 6 年 3 月 15 日

高根沢町議会